

製品安全データシート(MSDS)

作成日: 2001年12月18日

改訂日: 2010年9月14日

整理番号 1001

1. 製品及び会社情報

製品名: ジュラコン® M90-44
会社名: ポリプラスチックス株式会社
住所: 〒108-8280 東京都港区港南2-18-1
担当部門: 品質保証部
電話番号: 03-6711-8605 FAX番号: 03-6711-8616

2. 危険有害性の要約

GHS分類:

物理化学的危険: 可燃性固体:分類できない
自己反応性化学品:分類対象外
自然発火性固体:区分外
自己発熱性化学品:区分外
水反応可燃性化学品:区分外
酸化性固体:区分外
金属腐食性物質:区分外

健康に対する有害性: 該当する危険有害性はない

環境に対する有害性: 該当する危険有害性はない

シンボル: なし

注意喚起語: なし

危険有害性情報: 特段なし

注意書き:

安全対策: ・取扱い後はよく手を洗うこと。
・保護手袋を着用すること。

救急措置: ー

保管: ・直射日光を避け、換気のよい場所に保管する。

廃棄: ・内容物および容器は、関連法規ならびに地方自治体の規準に従って適切に廃棄すること。

3. 組織、成分情報

単一製品・混合物の区別: 単一製品

化学名: ポリオキシメチレン

別名: ポリアセタール樹脂(POM)

成分及び含有量: POM ≥98%、安定剤 他 ≤2%

化学式又は構造式: $\left(\text{CH}_2-\text{O} \right)_n / \left[\text{CH}_2\text{CH}_2\text{O} \right]_m$

官報公示整理番号(化審法・労安法): 7-129(化審法)(ベースレジン)

CAS No.: 24969-26-4(ベースレジン)

危険有害性成分: ホルムアルデヒド
当グレードは、カドミウム、鉛、6価クロム、水銀を使用しておりません。

4. 応急措置

吸入した場合: 溶融物から発生するガスを吸って、気分が悪くなった場合には、直ちに新鮮な空気の場所に移し、回復を待って下さい。回復しない時は、医師の診断を受けて下さい。

皮膚に付着した場合: 溶融物の場合は、直ちに清浄な水で冷やして下さい。皮膚上の固まった樹脂を無理に剥がさないで下さい。火傷があれば医師の診断を受けて下さい。

- 目に入った場合 : 溶融物の場合は、直ちに清浄な水で15分以上冷やすと同時に洗浄し、コンタクトレンズをしていれば外し、医師の診断を受けて下さい。通常の固体の場合は、直ちに清浄な水で洗浄して下さい。不快感が残る様でしたら、医師の診断を受けて下さい。
- 飲み込んだ場合 : できるだけ吐き出し、不快感が残る様であれば、医師の診断を受けて下さい。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 水、泡沫消火剤(エアフォーム)、粉末消火剤、炭酸ガス
- 特定の消火方法 : 水をかけて消火するのが良い。一般の火災と同じ消火法を用いて下さい。加工機に水はかけないようにして下さい。
- 火災時の特定危険性有害性 : 不完全燃焼すると、炭酸ガスと水の他に一酸化炭素、ホルムアルデヒドの有害なガスを発生するため注意を要します。
- 消火を行う者の保護(保護具等) : 火勢が強い場合は、防毒マスクや保護具をご使用下さい。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 道路や床にこぼした場合には、すべて転倒するのを防止する為、ほうきや掃除機等で全量回収して下さい。
- 環境に対する注意事項 : 海洋生物、鳥類が摂取する事を防止する為に「樹脂ペレット漏出防止マニュアル」に従って取扱して下さい。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い : ペレット状のポリアセタール樹脂は、常温では引火、爆発の恐れはありませんが、消防法指定可燃物に該当します。いったん火災が発生しますと火勢拡大が早いので、火気をみだりに使用しないで下さい。
- 取扱い2 : 粉末状のポリアセタール樹脂には、米国鉱山局の粉塵爆発危険指針があり、粉塵爆発の危険性があります。粉塵を取扱う装置には静電気を除去するための有効な設置を行う、また必要によりN2等の不活性ガスを使用するなど粉塵爆発対策が必要です。
- 取扱い3 : 床上にこぼれたペレット等は、放置すると足元が滑って転倒を招く恐れがありますので、速やかに清掃して取り除いて下さい。
- 取扱い4 : 成形作業では、加熱溶融によって発生するガスを排出するため有効な局所排気装置等を設置して下さい。
- 取扱い5 : 成形作業では、発生ガスを吸入しないようにして下さい。又、高温樹脂には直接触れないようにして下さい。
- 取扱い6 : 加工機内に、樹脂を高温の状態でも長時間滞留させないで下さい。
- 取扱い7 : 強酸及び酸化剤、PVCとの混合押出しはしないで下さい。
- 保管 : 火気や熱源より遠ざけて保管して下さい。
- 保管2 : 消防法 指定可燃物 合成樹脂類であり、市町村条令に従って取扱して下さい。(消火設備、屋内貯蔵取扱い所等)
- 安全な容器包装材料 : 情報はありません。

8. 暴露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 現在ありません。
- 許容濃度 : OSHA(労働安全衛生局)／1985年
不活性粉の最大許容濃度 15mg/m³
不活性粉の最大許容濃度(呼吸) 5mg/m³
ACGIH(米国政府産業衛生専門官会議)／1992～1993年
粉の限界値 TWA 10mg/m³
(参考)ホルムアルデヒドの人体に対する暴露
職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドライン
(厚生労働省、2002) 0.08ppm以下
OSHA基準／1992年度
TWA 0.75ppm
STEL 2ppm
ACGIH限界値／1992～1993年
TWA 0.3ppm
- 設備対策 : 粉塵を扱う場合: 粉塵爆発対策をした密閉容器を使用して下さい。
成形作業等で加熱溶融する場合: 有効な局所排気装置を設置して下さい。
- 保護具 :

呼吸器用の保護具	: 防塵マスクを着用して下さい。
手の保護具	: 溶融した樹脂を取扱う際には、火傷防止の為、耐熱手袋を着用して下さい。
目の保護具	: 保護眼鏡、ゴーグル等を着用して下さい。
皮膚及び身体の保護具	: 溶融した樹脂を取扱う際には、火傷防止の為、長袖の衣服を着用して下さい。

9. 物理的及び化学的性質

外観等	: ペレット状固体
沸点	: 該当しません。
蒸気圧	: 該当しません。
揮発性	: 該当しません。
初留点	: 該当しません。
昇華性	: ありません。
融点	: 165°C
比重	: 1.41
溶解度	: 水／不溶
引火点	: 320°C以上
発火点	: 400°C以上
爆発限界	: 該当しません。
可燃性	: 可燃性有(消防法 指定可燃物 合成樹脂類)
発火性(自然発火性、水との反応性)	: ありません。
酸化性	: ありません。
自己反応性・爆発性	: ありません。
粉塵爆発性	: 粉塵爆発 爆発限界下限濃度 35g/m ³

10. 安定性及び反応性

安定性・反応性	: 一般的な保管・取扱いでは安定で反応性はありません。
避けるべき条件	: 高温溶融状態での強酸及び酸化剤、PVCとの接触は避けて下さい。
危険有害な分解生成物	: 加熱時(乾燥、溶融)及び燃焼時(特に不完全燃焼時)にホルムアルデヒドが発生します。

11. 有害性情報

皮膚腐食性	: 知見ありません。
刺激性(皮膚、目)	: 乾燥、溶融時に発生するガスは、眼、皮膚を刺激します。
感作性	: 知見ありません。
急性毒性(50%致死量等を含む)	: 知見ありません。
亜急性毒性	: 知見ありません。
慢性毒性・長期毒性	: 知見ありません。
がん原性	: 知見ありません。
変異原性(微生物、染色体異常)	: 知見ありません。
生殖毒性	: 知見ありません。
催奇形性	: 知見ありません。
その他(水と反応して有害なガスを発生する等を含む)	: 「知見ありません。」とは、一般的に有害性はないと考えられておりますが、現時点ではデータ等を持ち合わせていないことを意味しております。

- その他の注意事項 : 粉塵については、OSHA及びACGIHで最大許容濃度、限界値が決められて
おります。
- その他の注意事項2 : 加熱時(乾燥、溶融)及び燃焼時(特に不完全燃焼時)にホルムアルデヒドが
発生します。
- その他の注意事項3 : 分解生成物であるホルムアルデヒドの発ガン性ランク
IARC(国際ガン研究機関):グループ1

12. 環境影響情報

- 分解性 : 知見ありません。
- 蓄積性 : 知見ありません。
- 魚毒性 : 知見ありません。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】(廃掃法)の産業廃棄物、廃プラス
チック類に該当します。廃掃法に従って、産業廃棄物処理業者、若しくは地方
自治体が処理を引き受けている場合には、地方自治体に委託し、処理して下
さい。
- 残余廃棄物2 : 焼却処分する時には、管理された焼却設備を用いて、廃掃法、大気汚染防止
法、水質汚濁防止法に沿って処理処分して下さい。

14. 輸送上の注意

- 国連分類及び国連番
号 : 該当しません。
- 注意事項 : 破袋しないように、水漏れに注意し、かつ乱暴な取扱いをしないで下さい。
- 注意事項2 : 荷崩れしないように取扱って下さい。

15. 適用法令

- 消防法 : 消防法 指定可燃物 合成樹脂類
指定数量 発泡させたもの 20m³以上
その他のもの 3000kg以上
- 廃掃法 : 産業廃棄物 廃プラスチック類
- 化学物質管理促進法
(PRTR法) : 以下の色番は、第1種指定化学物質 施行令 別表第1 309号(ニッケル化
合物; 政令第356号 平成21年10月1日改正)に該当します。
PL-RM2214N 2.30%
PL-T1725N 0.15%
PL-T2244N 0.14%
PL-T5510N 0.29%
PL-T5521N 0.19%
PL-T5531N 0.13%
PL-T5542N 0.14%
PL-T7A413 0.31%
PL-T7A530 0.28%
PL-T8503 0.37%
PL-T9585N 0.11%
PL-T9A399 0.11%
PL-T9A893 0.14%
PL-T9G034 0.19%
PL-T9G448 0.10%
- 労働安全衛生法 : 当該グレードの色番によっては、カーボンブラック(政令第93号、別表9、130
号)、及び/又はアンチモン及びその化合物(同、38号)、及び/又はクロム
及びその化合物(同、142号)、及び/又は銅及びその化合物(同、370
号)、及び/又はニッケル及びその化合物(同、418号)、及び/又はコバルト
及びその化合物(同、172号)、及び/又は酸化チタン(同、191号)、及び/
又は酸化鉄(同、192号)、及び/又は鉱油(同、168号)、及び/又はシリカ
(同、312号)を通知対象閾値以上に含有します。
- 労働安全衛生規則第
95号の6 : 当該グレードの色番によっては、平成18年厚生労働省告示第25号(平成20
年11月20日改正)第一条「アンチモン及びその化合物」、及び/又は「コバ
ルト及びその化合物」、及び/又は「酸化チタン」に該当します。
- その他 : ホルムアルデヒドは、労働安全衛生法 特定化学物質等障害予防規則 第2類
物質、毒物及び劇物取締法 劇物に該当します。また、日本産業衛生学会、
OSHA及びACGIHで勧告値、基準、限界値が決められております。

16. その他の情報

- 記載内容の取扱い : 記載内容は、現時点で入手し得る資料、情報、データに基づいて作成したものです。その内容の厳密性について責任をおうものではありません。また、記載内容は、通常の見解を前提として作成したものであって、特殊な取扱いの場合には、用法、用途に適した十分な安全・環境対策を講じた上で、ご使用下さい。また、当社材料は、メディカル及びデンタル用途のインプラント(医歯学的移植組織片)に使用されることを想定したものではありません。これらの用途にはおすすしめしません。本文中の「知見ありません。」とは、一般的に有害性はないと考えられておりますが、現時点ではデータ等を持ち合わせていないことを意味しております。
- 記載内容の問い合わせ先 : ポリプラスチックス株式会社 品質保証部
電話番号 03-6711-8605